

長崎県 ケアラー支援推進計画

令和6年度～令和12年度

発行



〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

長崎県福祉保健部長寿社会課 地域包括ケア推進班

Tel. 095-824-1111(県庁代表) Tel. 095-895-2434(班直通)

<http://www.pref.nagasaki.jp/>

令和5年4月に「長崎県ケアラー支援条例」を施行しました。

長崎県はケアラーが安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を目指します。

すべての人に、安心して人生を送ってほしいから みんなでケアラーを支える社会を目指して

ケアラーと呼ばれる人たちの中には、疲れが取れない、自分の自由な時間が取れない、相談したいのに相談しづらいなど、悩みを抱えている方がいます。支えているひと（ケアラー）について、私たちが理解を深める必要があります。

ケアラーを、知ってください。気づいてください。

ケアラーとは

家族の介護や、日常生活上のお世話などを無償でしている方のことです。

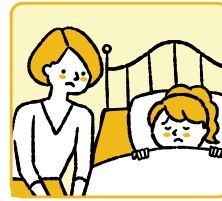
※本来大人が担うと想定されている家事などを日常的に行っているこどもをヤングケアラーといいます。



障害のあるこどもの子育て・障害のある人の介護をしている



健康不安を抱えながら高齢者が高齢者をケアしている



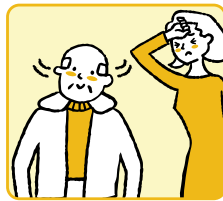
仕事と病気の子どもの看病でほかに何もできない



仕事の傍ら、こどもにお世話を任せている。



遠くに住む高齢の親が心配で頻繁に通っている



目を離せない家族の見守りなどのケアをしている



アルコール・薬物依存やひきこもりなどの家族をケアしている



障害や病気の家族の世話をいつも気にかけている



こどもがこどもでいられるように

勉強、部活、友達、進路、就職・・・といわれる時期に、家族のために家事やお世話をしているこどもたち。その中には、勉強する時間がない、友だちと遊ぶ時間がない、など、悩みを抱えているこどももいます。

もっと、私たちが、社会が、知る必要があります。そして、お世話をがんばっているあなたへ。お世話がつらいときには、誰かに話してみてください。全てのこどもがこどもでいられるように。

ヤングケアラーとその家族を支える社会を目指して。

ヤングケアラーとは

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っているこどものことをいいます。



障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づきをしている



日本語が話せない家族や障害のある家族のために通訳をしている



家計を支えるために働いて、障害や病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている



障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

